○防衛省告示第四十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年二月二十三日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年三月十日から同月十二日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年二月二十三日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年三月十日から同月十二日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度〇六分一五秒　東経一三一度〇四分一五秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十二号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十七年二月二十三日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年三月四日（予備、同月五日、同月六日及び同月九日から同月十一日までの間）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度一六分四八秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　航空機二機

その他

一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○中部地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月二十三日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
高山市一之宮町字石原五四九一番三から同市千島町二六四番一まで	前 B	一〇・九〇～一二・〇〇メートル　六五・五〇メートル	
	後 A	一〇・九〇～一二・〇〇メートル　六五・五〇メートル	
	後 B	一二・〇〇～一五・二〇メートル　二九・五〇メートル	
	後 C	一五・二〇～九一・〇〇メートル　四・九四九キロメートル	上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
			二・九三六・〇五三五

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○近畿地方整備局告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十三日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年近畿地方整備局告示第二百三十二号和歌山都市計画道路事業三・三・九号西脇山口線

三　事業施行期間　自平成二十五年十月三十日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十五年近畿地方整備局告示第二百三十二号の事業地のうち和歌山県和歌山市直川字野田及び足ノ田地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

○四国地方整備局告示第十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月二十三日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十三号及び四百四十号	松山市久谷町乙二九五番一地内	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月二十三日